

○東海村まち・ひと・しごと創生推進会議設置要綱

平成27年7月1日

告示第104号

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条の規定に基づき、東海村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)を策定し、推進するに当たり、広く有識者から意見を聴取するため、東海村まち・ひと・しごと創生推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 東海村人口ビジョンの策定に関すること。
- (2) 総合戦略の策定及び推進に関すること。
- (3) 総合戦略の効果の検証及び改訂に関すること。
- (4) その他村長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員18人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 住民の代表
- (2) 産業界の代表
- (3) 大学その他教育機関の代表
- (4) 金融機関の代表
- (5) 総合戦略部長
- (6) その他村長が必要と認める者

(平29告示82・平30告示51・令4告示72・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、その職により委嘱され、又は任命された委員の任期は、その職にある期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 推進会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて座長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 推進会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、政策推進課において処理する。

(令4告示72・一部改正)

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行後、最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第4条の規定に関わらず、平成29年3月31日までとする。

附 則(平成29年告示第82号)

この告示は、平成29年5月1日から施行する。

附 則(平成30年告示第51号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和4年告示第72号)抄

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。